

（ 令 1 . 8 . 2 7
総 2 4 - 4 ）

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年 8 月 27 日（火）

納税環境整備に関する専門家会合

座長 岡村 忠生

目次

| | |
|--|----|
| ○ 今後の納税環境整備の方向性について | 3 |
| ・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)① | 4 |
| ・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)② | 5 |
| ○ 税務関係手続の電子化(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋) | 6 |
| ・税務手続のデジタル化(個人の皆様向け) | 7 |
| ・税務手続のデジタル化(法人の皆様向け) | 10 |
| ・電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の種類 | 11 |
| ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄) | 12 |
| ・ICT化の進展(データの適正性を担保する仕組み) | 13 |
| ・電子取引の推進(データの授受や活用方法の多様化への対応) | 14 |
| ・電子帳簿保存の推進(取引データと帳簿・申告データの連携)(イメージ) | 15 |
| ・キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組 | 16 |
| ・eLTAX(エルタックス)について | 17 |
| ・地方税共通納税システムの導入 | 18 |
| ・地方税共通納税システムにおける主な導入メリット | 19 |
| ・ICTによる収納手段の多様化 | 20 |
| ○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋) | 21 |
| ・適正申告を担保するための仕組み(税務調査の流れと関連する主な制度) | 22 |
| ・調査・徴収の効率化・高度化のイメージ | 23 |
| ・情報収集の拡大 | 24 |
| ・複雑困難事案への対応(新しい経済取引への対応等) | 26 |
| ○ 専門家会合でいただいた主なご意見 | 27 |
| ・専門家会合でいただいた主なご意見 | 28 |
| ・納税環境整備に関する専門家会合 | 33 |

今後の納税環境整備の方向性について

経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①

平成31年4月24日
政府税調「説明資料」

経済社会の環境変化等

ICT化

○デジタル・トランスフォーメーション*の世界的な拡大 * デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等

○企業等が保有するデータの増大、クラウドやAPIの活用によるデータ連携の普及

○データ処理の高速化、AIの発展

○スマートフォンやタブレット型端末の普及

多様化 国際化

○働き方の多様化等による確定申告者数の増加

○金の密輸等の不正事案の増加

○国境を越えた取引の増大や企業のビジネスモデルの多様化



今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性(案)

- これまでの審議や取組状況、近年の国際的な議論の状況なども踏まえれば、今後の納税環境整備を進めるに当たっては、申告納税制度の下、**経済社会や税制自体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現**できるよう、必要な制度上の措置等を講じていくことが重要。
- 具体的には、
 - (1)先進的な技術を活用して、**納税者の利便性の更なる向上**を図りつつ、
 - (2)同時に**取引や申告の段階から正確な手続**(誤りの未然防止)を行うことができるような仕組みを構築するとともに、
 - (3)税務当局による**事後的な対応(税務調査等)**についても、**経済社会の変化等に応じ、特に必要性の高い分野に的確に対応**することを後押しする、という方向を目指していくことが考えられるのではないか。

具体的な対応を検討するに当たっての視点(案)

○ 前記の基本的な方向性(案)を踏まえ、以下のような視点から、その実現に向けた具体的な制度上の対応等を検討していくこととしてはどうか。

① 納税者のコンプライアンスコストの極小化

多様なデータや先進的な技術の活用により、普段の記帳・書類(データ)保存から申告・納付に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確(誤りの未然防止)に手続を行うことができる仕組みを構築する。

② 納税者の予見可能性の向上

税務当局が納税者にとって広く参考となる情報を適時に提供することにより、申告前における納税者の予見可能性を確保し、誤りの未然防止と負担軽減を図る。

③ 納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備

申告誤りの未然防止や早期是正、及び、納税者の負担軽減を図る観点から、納税者が自ら税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を整える。

④ 効率的かつ効果的な税務調査の実施

事後的な対応(税務調査等)については、経済社会や税制自体の変化等に応じ、特に必要性の高い分野・悪質な事案に的確・厳正な対応を行えるような環境を整備する。

税務関係手続の電子化

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年1月～】

- スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要です。

スマホ専用画面



●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和2年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

| 項目 | 平成30年分 | 令和元年分 |
|------|--------------------|---|
| 収入 | 給与所得（年末調整（年調）済1か所） | 給与所得（年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u> ） <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u> |
| 所得控除 | 医療費控除、寄附金控除 | <u>全ての所得控除</u> |
| 税額控除 | 政党等寄附金等特別控除 | 政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u> |
| その他 | | <u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u> |

●マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（※）を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。【令和2年1月～】

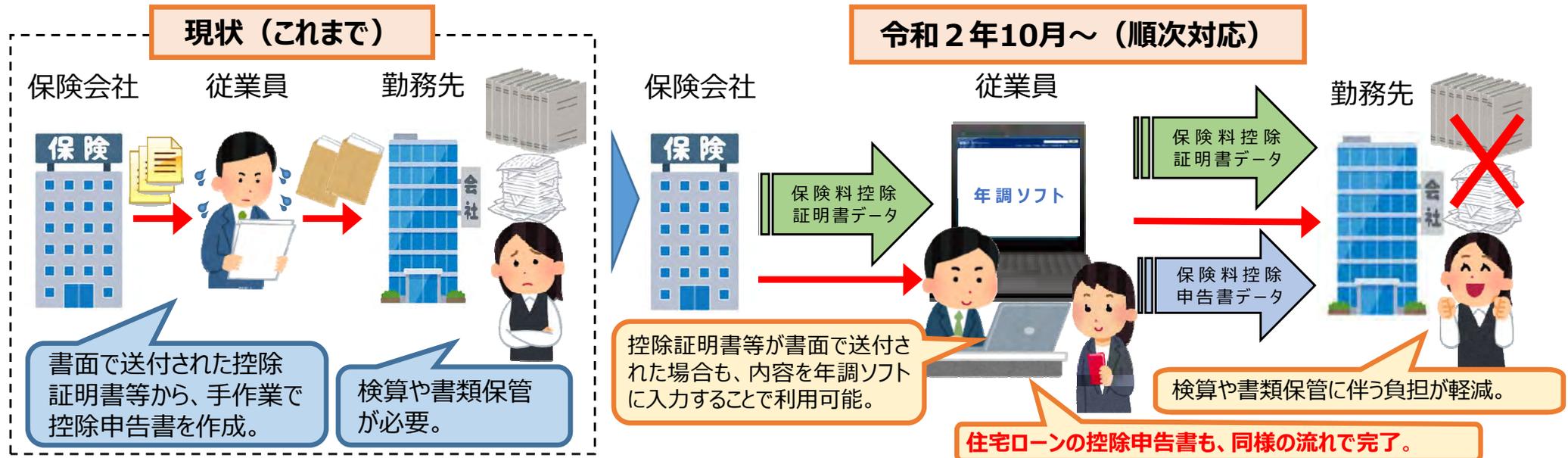
（※）マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は令和元年6月7日時点において71機種。

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例②】年末調整手続の簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）**（※）を無料で提供します。
【令和2年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。
（注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
 - 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
→ 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
 - 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。
- ※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

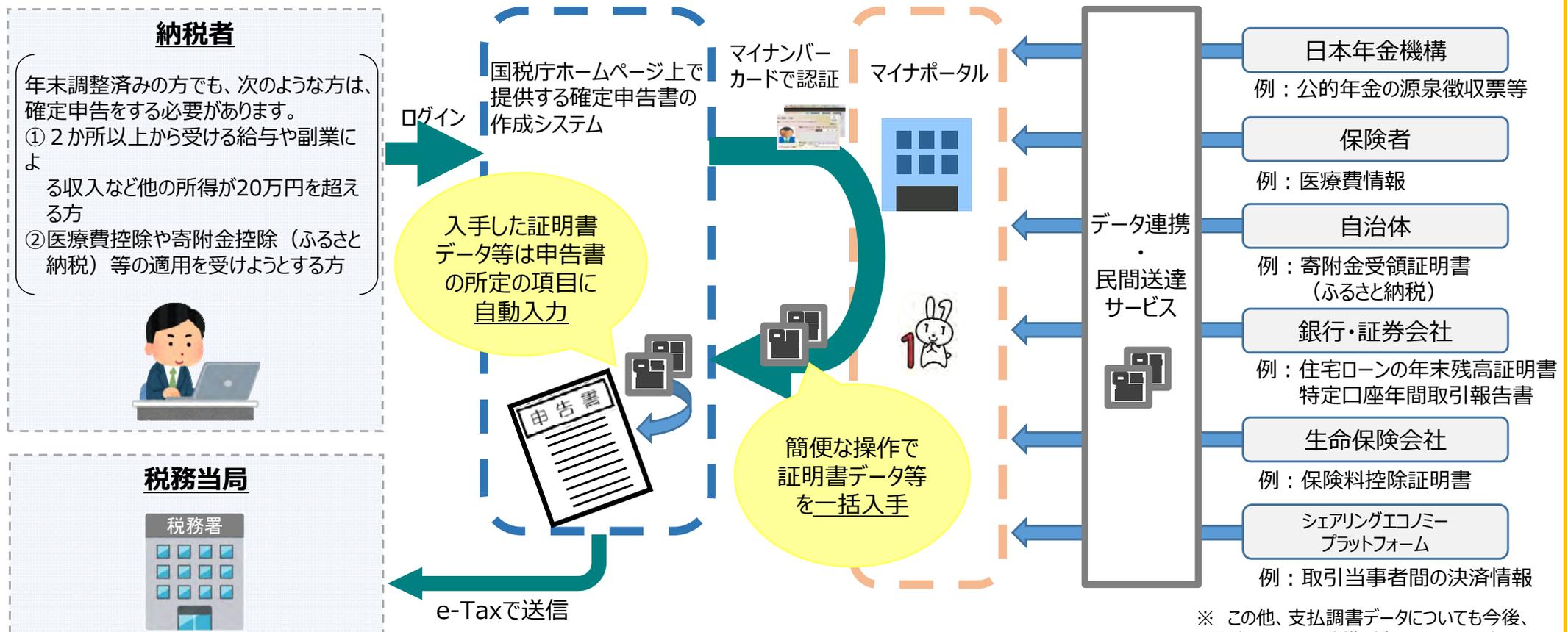


税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。
支払調書データについては、税理士が代理して扱うことができます。

（注）実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

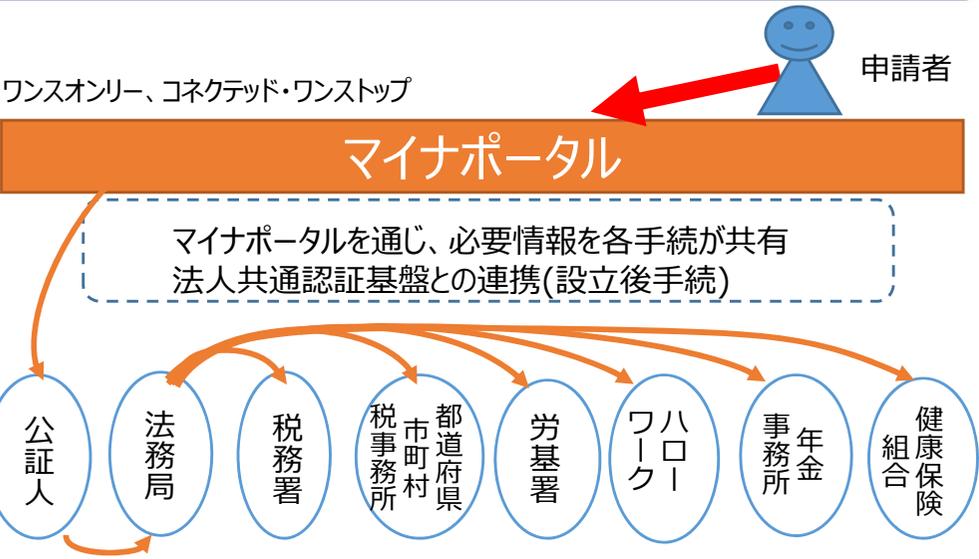
- これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。
- 令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- 令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

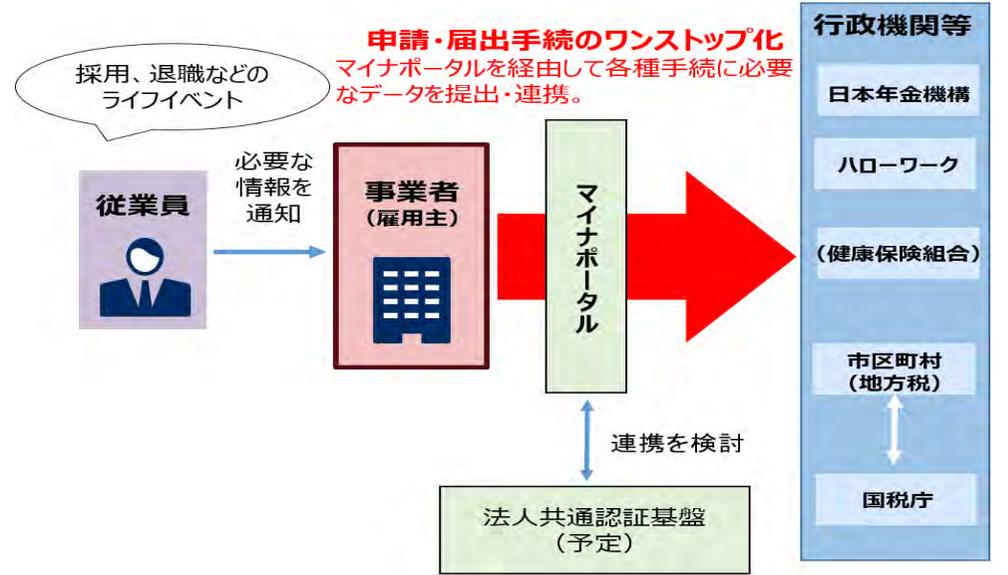
※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室作成資料（一部抜粋）

企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき令和2年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料（一部抜粋）